

特定建設作業のしおり

騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、**工事開始日の7日前まで**に、次の要領で届出をしてください。

なお、作業がその作業を開始した日に終了する場合は届出の必要はありません。

1 届出義務者

建設工事の元請業者で、法人の場合はその代表者です。

届出者が共同事業体の場合は、企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、届出書を提出してください。

2 届出期限

工事開始日の7日前までです。

3 届出書類

特定建設作業の種類ごとに、各2部ずつ提出してください。

- (1) 特定建設作業実施届出書（押印は不要）
- (2) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
- (3) 付近見取図
- (4) 使用機器のカタログの写し
- (5) その他参考となる資料

4 指定地域

(騒音規制法)

騒音の規制に関する定め(平成24年市告示第75号)の別表の右欄に掲げる地域

(振動規制法)

振動の規制に関する定め(平成24年市告示第76号)の別表の右欄に掲げる地域

5 届出先

担当課 生活環境部ゼロカーボン推進課

場所 廿日市市役所1階

電話 0829-30-9224(ダイヤルイン)

広島県 廿日市市

令和6年4月

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるものを特定建設作業といいます。

(1) 特定建設作業の種類

ア 騒音規制法

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量(混練重量)がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

※ もんけんは、人力によるものに限る。

イ 振動規制法

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

※ もんけんは、人力によるものに限る。

(2) 特定建設作業の規制に関する基準

	敷地境界における大きさ	作業時間	1日の作業時間長	作業期間	作業日
騒音規制法 振動規制法 に定める 特定建設作業	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	午後 7(10)時 から翌日午前 7(6)時まで行 われないこと	10(14)時間を 超えないこと	連続して 6 日 を超えない こと	日曜日 その他の休日 に行われない こと

(注) 1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80 メートルを越えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、() 内に示すとおりです。

2 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号に基づき、規制の適用を除外する場合があります。項目ごとの規制の有無は表のとおりです。

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤電気事業法による変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

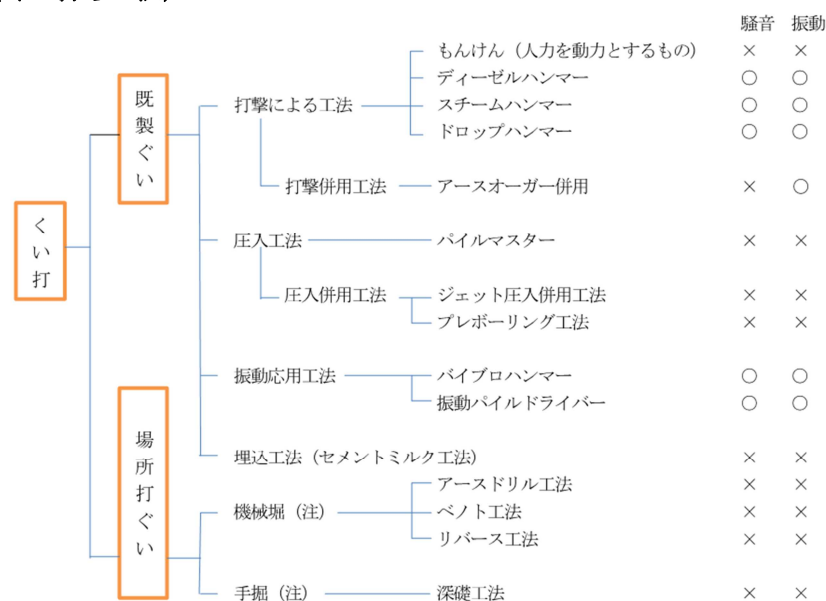
	敷地境界における大きさ	作業時間	1日の作業時間長	作業期間	作業日
①	○	×	×	×	×
②	○	×	×	×	×
③	○	×	○	○	×
④	○	×	○	○	×
⑤	○	○	○	○	×

○：規制適用 ×：規制の適用除外

(3) 改善勧告及び改善命令

特定建設作業による騒音又は振動が特定建設作業の規制に関する基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音又は、振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・命令がなされる場合があります。

(4) 参考例（くい打ち工法）



(注) 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届出が必要です。 ○：届出必要 ×：届出不要

建設工事などを行われる方へのお願い

- 1 土木・建築・解体工事などの実施にあたっては、工事現場周辺の状況を十分把握して、低騒音・低振動型の建設機械や工法を採用してください。
- 2 周辺の住民と事業場の方々に工事の概要・公害防止対策などについて、事前に説明してください。
- 3 工事現場には、住民との窓口となる責任者の氏名・連絡先等を掲示するとともに、現場責任者は騒音・振動の発生状況等を監視し、必要に応じて自主測定を行ってください。また、近隣等から苦情が発生した場合は、誠意を持って迅速に対応してください。
- 4 騒音・振動以外にも、公害対策に留意し、粉じんの飛散を防止するため、散水・覆い等を行い、工事に伴い発生する廃材等の処理も適正に行ってください。
- 5 事故防止・安全対策のために工事関係者以外の立ち入りができないような処置を行い、必要な場合は交通整理等の誘導員を配置してください。
- 6 特定建設作業の届出後に届出内容の変更(工期の延長、使用する機械の追加等)が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

建築物等の解体工事にかかる建材の石綿含有の事前調査について

①事前調査の実施、発注者への説明、工事現場への掲示等について（大気汚染防止法18条の15）

解体等工事^{*1}の元請業者（又は自主施工者）は、大気汚染防止法第18条の15に基づき、その建築物や工作物に石綿が使用されているか否かについて事前調査を行い、発注者へ調査結果を書面で説明する^{*2}とともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示^{*2}してください。

^{*1} 解体等工事とは、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のことです。

^{*2} 調査の結果、石綿の使用がなかった場合でも、その旨を書面で説明し、掲示する必要があります。

②事前調査結果の報告について（大気汚染防止法18条の15）

元請業者（又は自主施工者）は、建築物等の解体等に関する石綿含有建材に有無について、事前調査結果を広島県知事（広島県西部厚生環境事務所）に報告する必要があります。

【報告対象となる工事】

石綿の有無によらず、次のいずれかに該当する場合には広島県知事（広島県西部厚生環境事務所）に報告が必要です。

1. 解体部分の延べ床面積が80m²以上の建築物の解体工事
2. 請負金額が100万円以上の建築物の解体工事
3. 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

お問い合わせ先：広島県西部厚生環境事務所(環境管理課)

tel:0829-32-1181 住所：廿日市市桜尾二丁目 2-68